

北海道立女性プラザ選定委員会委員応募要領

北海道では、女性の自立と社会参加を促進するとともに、男女平等参画を推進するため、北海道立女性プラザを設置し、指定管理者制度により施設の管理運営を行っています。

現在の指定管理期間が令和7年3月31日で終了することから、次期指定管理者の候補者を選定するため、「北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置することとし、次のとおり委員1名を公募します。

1 応募資格

次の各号に該当する方

- (1) 北海道内に居住する満18歳以上の方（令和6年（2024年）5月1日現在。性別は問いません。）
- (2) 男女平等参画について関心を持ち、令和6年中に2回程度開催される選定委員会（札幌市内開催）に出席できる方

※ ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員（過去に議員及び職員であった方も含みます）は、応募できません。

※ 自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する審議には加わることができません。

2 公募委員数

1人

3 委員の任期

任命の日から議会の議決を経て指定管理者を指定する日まで

4 応募方法

応募にあたっては、次の書類を下記応募先に郵送、または持参してください。

- (1) 「応募用紙」
別記様式により提出してください。
- (2) 「作文」
次のテーマについて、所定の原稿用紙に400字以上800字以内で記載してください。
「北海道立女性プラザの設置目的（※注）を実現するために、北海道立女性プラザの運営に期待すること」

（※注）北海道における女性の自立と社会参加を促進するとともに、男女平等参画を推進する

5 応募期間

令和6年（2024年）4月12日（金）から令和6年5月1日（水）必着まで

※持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に提出してください。

6 選考

- ① 選考委員会において、作文の審査結果及び応募用紙記載内容により総合的に選考します。
- ② 書類選考の結果、選考委員会が必要と認める場合は、面接を実施します。面接については、オンラインで実施する予定です。なお、オンライン面接の通信に要する経費は応募者負担とさせていただきます。

7 委員の仕事

北海道立女性プラザの次期指定管理に関する申請資格及び選定基準に関する審議を行うとともに、申請があった団体を審査し選定していただきます。

8 報酬等

選定委員会に出席した場合は、北海道の定めるところにより、報酬及び旅費をお支払いします。

9 その他

必ず所定の用紙を使用してください。用紙は、北海道庁環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室、各総合振興局・各振興局保健環境部環境生活課に備えてあります。

また、道ホームページ（「道立女性プラザ」のページ）からもダウンロードできます。

[<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/womens-plaza.html>]

なお、提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

【応募に関するお問い合わせ及び応募先】

北海道環境生活部 くらし安全局道民生活課女性支援室 男女平等参画係

住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階

電話 011-204-5217 / FAX 011-232-4820

メール：kansei.dousei4@pref.hokkaido.lg.jp